

衆議院 第九十九回国会 經濟産業委員会 議 録 第二十五号

平成二十七年七月一日(水曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 江田 康幸君
 理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君
 理事 田中 良生君 理事 三原 朝彦君
 理事 八木 哲也君 理事 中根 康浩君
 理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君
 穴見 陽一君 井上 貴博君
 石川 昭政君 岡下 昌平君
 梶山 弘志君 勝俣 孝明君
 神山 佐市君 黄川田仁志君
 工藤 彰三君 今野 智博君
 塩谷 立君 白石 徹君
 関 芳弘君 武村 展英君
 富樫 博之君 野中 厚君
 福田 達夫君 宮内 秀樹君
 築 和生君 若宮 健嗣君
 神山 洋介君 近藤 洋介君
 篠原 孝君 田嶋 要君
 渡辺 周君 落合 貴之君
 木下 智彦君 國重 徹君
 藤野 保史君 真島 省三君
 野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君
 經濟産業副大臣 高木 陽介君
 經濟産業大臣政務官 関 芳弘君
 政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 多田 明弘君
 政府参考人 (中小企業庁長官) 北川 慎介君
 政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 佐藤 悦緒君

經濟産業委員会専門員

乾 敏一君

委員の異動

七月一日

辞任

大見 正君

佐々木 紀君

細田 健一君

宮崎 政久君

同日

辞任

工藤 彰三君

今野 智博君

宮内 秀樹君

築 和生君

補欠選任

工藤 彰三君

今野 智博君

宮内 秀樹君

築 和生君

補欠選任

大見 正君

佐々木 紀君

細田 健一君

宮崎 政久君

七月一日

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(参議院送付)

○江田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として資源

エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、中小企業庁長官北川慎介君及び中小企業庁事業環境部長佐藤悦緒君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中根康浩君。

○中根(康)委員 民主党の中根康浩でございます。この数日、どの政党に所属しておられる方々も、国会に対する不信の声を地元でお聞きになっておられるんじゃないでしょうか。

言論封殺、言論統制ではないか、民主主義の根底を覆す、揺るがすような極めて信じがたい、国会議員の資質が問われる発言ではないかと言われているのが、六月二十五日、安倍総理の応援団と言われる自民党若手の勉強会、自民党文化芸術懇話会が自民党の本部で行われた、ここには政府高官である加藤官房副長官や萩生田総裁特別補佐も出席しておられたという席でありますけれども、この勉強会において出席議員から、安民法案に関して、マスコミを懲らしめるためには広告収入がなくなるのが一番、文化人が経団連に働きかけてほしい。とんでもない発言が自民党本部で交わされていたということでありまして、この件

大臣、まずお尋ねいたしますけれども、この件に関して、国民から何が批判されているとお思いになりますか。

○宮沢国務大臣 党の非公式の会合での話のようでございますので、政府の一員としてコメントするのは差し控えた方がいいと思っておりますけれども、今の御質問ということであれば、やはり報道の自由といったものが、今御質問にありましたように、民主主義にとってはまさに必要不可欠、大変大事なものである、それを脅かすような発言があったということに対して批判の目が向けられている、こういうことだろうというふうには思っております。

○中根(康)委員 そのとおりだと思います。それで、自民党は、この懇話会で不適切な発言をされた三人の議員を、一人は一年間の役職停止、三人は厳重注意という処分を決めたわけでありまして、この処分はなぜ行われた、なぜ厳重注意あるいは役職停止という処分が下されたのかということについては、大臣はどのようにお考えですか。

○宮沢国務大臣 党で行われたこととございまして、私は、どうして行われたかという理由についてはつまびらかにしておりません。

○中根(康)委員 私は、つまりは、国民の皆様がとんでもない発言であるというふうにあきれ返っているその理由、それは、今大臣が御答弁をされた、民主主義の根底を覆すような、表現の自由、報道の自由を否定するかのような発言であったということであると思っております。

他方で、自民党が四人の議員に処分を下したの

は、マスコミがうるさいから圧力をかけて黙らせよう、こういう自民党の本質あるいは本音というものをばらしてしまったことがいけないということに對する処分ではないか、ここに自民党の本質と国民の常識的な感覚とのずれがあるのではないかと、こういうような気がいたしているところとござい

ます。

それで、大臣、これは何らかの成功体験があった、経団連などに働きかけてほしいというような発言になったんじゃないかということなんです。

の仕方として配慮してほしい。
つまりは、障害者からの調達ということであれば障害者らしい分野で、十年未満の新規中小企業者ということであれば、これは最新の技術を持つとか、独自の技術を持ったとか、そういったものを生かしていく、こういうような計画を立ててほしいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○関大臣政務官 中根議員おっしゃるとおりで、それぞれ法律があるということは、それぞれの法律の趣旨がありまして、大切な内容だということ意識を取り組んでいこうと思っております。

改正官公需法の方では、各省各庁の長が、毎年度的、中小企業、小規模事業者の受注機会の増大の目的のために、中小企業、小規模事業者からの調達目標を盛り込んだ契約方針を策定しますし、一方、障害者優先調達推進法に基づいた障害者就労施設の調達目標等を、しっかりと意見を酌んだ調達方針を、そちらの方はそちらの法律でまたしっかりとつくっていくこと。

これは、方針がそれぞれ相矛盾することなく、適切に、緊密な連絡、情報提供等を受けながら、相談しながら、双方の法律をしっかりと生かしていくように努力してまいります。

○中根(康)委員 ぜひ、今の政務官の御答弁のような形で推進されていく、調達がふえていくということを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○江田委員長 次に、藤野保史君。
○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。
この法案につきましては、私たち日本共産党も賛成の立場で臨んでおります。

その上で、きょうは、地方公共団体における官公需の重要性と、それを応援していく国の姿勢のあり方とありますが、そういったものを質問させていただきますか、おっしゃる通りです。

資料をお配りさせていただいておりますが、一枚目は、ちよっと字が小さくて恐縮なんですけれども、国交省の資料でありまして、インフラの施

設、さまざまあるものが今後どれくらい老朽化していくかというのを示した表でありまして、真ん中のちよっと字が大きくなっている部分、三月現在のもので左、それで十年後、二十年後というふうになっております。

三月現在でいいますと、五十年たっているものというものはそれほど多くなくて、三%とか一%とか、それが大宗を占めているわけですね。でも、十年たち、二十年たちますと、これがやはり大宗を占めてくる、六五%とか八〇%とか九〇%というふうになってくる。身近な公園やあるいは橋、道路といったものがこれから維持補修を必要としてくる、これはもう皆さん本心に御承知のことだということに思います。

私、大事だと思っておりますのは、地元を回つてもそうなんですけれども、これだけあつて大変だということではなくて、こういった仕事が地元にあつて、維持補修を必要とされている。これはそれほど大規模な工事でもありませんし、ある意味、地元業者が担い得る業種といえます。レベルの仕事でもあるということ、仕事量としてもたくさんあるし、担い手としての地元の業者というものがそういうものを担い得るといふ点でも、うまくやれば一石二鳥になり得る分野ではないかというのが一つ目の趣旨であります。

具体的な事例としてきょう御紹介させていただきたいのが、各地、ほとんどの都道府県に広がっております小規模工事契約希望者登録制度というのがあります。これは小規模な工事ですね、幼稚園とか小学校のトイレの改修とか、あるいは学校のフェンスの塗装とか、本当に小規模な工事をやりたいという人をあらかじめ登録、お願ひしておいて、自治体の発注の際にそこに割り振っていくという制度でありまして、これは本当に各地で大好評という状況です。

全国商工団体連合会の調査によりまして、若干古いんですけれども、二〇〇九年段階で、全国四十六都道府県四百一十一自治体で実施されております。

す。ですから、二〇一五年段階ではもつとふえていくというふうに思っていますね。それだけやはりニーズの高い事業だと思っております。

最近では、これにさらに工夫を加えて、まちづくりとセットでやっているという自治体もあります。私は北陸信越ブロック選出なんですけど、その一つであります新潟県籠町というところ、ちよっと北の方にあるんですが、ここは二〇〇三年に、今から十年以上前に、今紹介した小規模工事契約希望者登録制度をつくったんです。

その後、これはなかなかいいということで、少ししてから、実態調査を町内の四百事業所全てにやりました、さらなる要望はないですかということ、ほとんど悉皆調査、全事業所調査のようなことをやりました、返ってきた声というのが、家とセットで事業をやられているところが多いということ、宅地の助成とか、そういうものに見える助成金というのができたらありがたいという声がありまして、町として、宅地の購入費の二〇%を補助する制度というのをことし二月につくりまして、これも相まって大好評ということになっております。

つまり、小規模企業というのは、町長さんのお話、渡辺広吉町長さんという方なんですけど、この方は、小規模企業の集積はまちづくりの重要な基盤だ、こういう考え方をおっしゃいまして、大企業誘致だけに頼らないまちづくりのために、さらにこうした施策を充実させたいという旨おっしゃっていて、私もなるほどなというふうに思っています。

こういう官公需、小規模工事を支援していくということが、経済産業的な支援というやり方もあると思うんですが、まちづくりという視点からもやはり非常に大きな役割を果たす可能性があるんだなというふうに勉強させていただきました。

その点で大臣にお聞きしたいんですけれども、こうした自治体のさまざまな取り組みが、官公需をめぐるでも、それからさらに、それにプラスされる形でも広がっている。私は、こうした自治体

の取り組みに学んで、それを国として応援していくことが今非常に大事になっていると思うんですが、この点での大臣の御認識を伺えればと思います。

○宮沢国務大臣 今お話にありましたように、今は公共事業関係のお話が多かったですけれども、やはり地域の、まさに中小・小規模事業者を育てていくということはいろいろな意味で大変大事でありまして、特に公共事業関係であります。例えば災害が起こったときの、防災協定を結んでしっかりと対応してくれる、最後のとりでの役割をしてくれる等々といったことで、大変大事であります。

そして一方で、国のもちろん官公需も大事でありますけれども、地方の方がまだ大きいわけでありまして、地方で、まさに官公需に地域の小規模事業者また中小事業者がどんどん入っていくという環境を整えていくことは大変大事であります。そして、今おっしゃいましたように、各地でそれぞれ知恵を出してくださっている。そして、その知恵を横展開していくことはまた大変大事だろーと思っております。

これまでも、自治体における中小企業、小規模事業者の受注機会の拡大に関する事例集の取りまとめを行ったり、また、取りまとめた事例集をホームページ上で公表するとともに、全ての都道府県において、都道府県や市町村の発注担当者に対して紹介をしてきております。都道府県知事、全市町村長宛てに、経済産業大臣名の文書で同等の契約の方針に準じた取り組みを求めておりますけれども、この契約の方針におきまして、地方自治体の官公需施策に資するものとして事例集を明確に位置づけて参考にしてほしい、こういうことをこれまでやってきたところであります。

○藤野委員 ありがとうございます。
今おっしゃっていたように、発注事例集を私も見せていただきました、やはりなかなか参考になると思えました。
私が今紹介した小規模工事登録制度も、北海道

恵庭市と東京都調布市のものが紹介されており、それをネットにまとめた官公需情報ポータルサイトというのにも私が見せていただきました。なかなか使い勝手がいいといえますが、都道府県ごとに、初め、ぱっと見たときはちょっとわからなかったんですけれども、下に行きますと都道府県がありまして、例えば長野とか新潟を押しますとそのまた市町村がぱっと出てきて、そこを押しますとまたさらに工事が出てくるということ、なかなか充実しているなというふうに思いました。こういう取り組みをどんどん具体化して、さらにブラッシュアップしていただきたいというふうに思っております。

その上で、もう一つ私が注目させていただきしたのは、昨年一月に中小企業庁が行われた、小規模企業で四千社、そして小規模企業以外で四千社、つまり八千社の中小・小規模事業者を対象にしたアンケート調査、委託調査ですけれども、これも私は大変参考になるなと思って読ませていただきました。

配付資料二でもそのごく一部を紹介させていただいておるんですが、この配付資料二といえますのは、中小及び小規模事業者が、例えば(一)でいいますと、今後の経営戦略において行政機関等からの受注の位置づけはどうかと、要するに官公需を経営上どう考えていますかというのを聞きますと、小規模業者、上の方でいえば、重要というのが三〇・五％、そして重要というのが五六・四％、それ以外の中小企業者でも、最重要、重要、それぞれ非常に高くなっておりまして、私がきょうちょっと質問したいのは(二)の方で、重視している行政機関ということで、中央省庁もそれなりにあるわけですが、やはり圧倒的に多いのが地方公共団体ということで、小規模企業においては六割以上、中小企業については七四・八％ということ、やはり官公需の分野でも、小さな企業、地元の企業ほど地方の官公需の期待が高いというのがこうした調査でも浮き彫りになっていっていると思います。

そこでお聞きしたいんですけれども、先ほど大臣がおっしゃった契約の方針、私も読ませてもらいましたけれども、この中でも、国として地方の事例を収集してそれを情報公開するというふうにあるというふうにも思っています。これは実践されているというふうにも思っています。

ただ、私が今回調べてみますと、例えば、小学校のトイレの改修だとかさまざまな配管の工事だとか、こういうものが意外と文科省の事例として載っていたり、あるいは、トンネルの剝落とか、あるいは橋、こうした問題は国交省のサイトに載っていたりということがありまして、官公需を自分たちがやれるんだというところにたどり着くまでになかなか力が必要。

この八千社に行ったアンケートでも、先ほど紹介した情報ポータルサイトについての意見というのもありまして、もちろんこれを受けて改善されているとは思いますが、やはり多くの地元の業者は一人だとか二人しか人が割けない、社長が自分で見ているいろいろ探しているとか、こういう生の声も寄せられております。

ですから、やはりもっとこうした、経産省だけではわからない、国交省で初めて見つけた、私も地元の長野の岡谷市の事例を文科省のサイトで初めて見つけまして、これは使えるんじゃないかと、いうふうにも思ったりしました経過もあって、やはりこうした、提案なんですけれども、これは全てやっていただければいいんですが、例えば、冒頭紹介した小規模工事契約希望登録制度、これはほとんどの都道府県に広がっていますし、非常に効果も上げている、試され済みの制度だというふうにも思っていますね、十年以上にわたって。

例えば、こうした制度を一つの横串にして、官公需の分野でも一覽できる、すぐアクセスできるようにしたいような制度というのを検討、具体化していただけないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○宮沢国務大臣 まさに今回、法改正をお願いしているわけですが、官公需に参加するとい

うことは、それで事業が獲得できるということに加えて、信用力がアップするといった意味で、大変大事だと思っております。

そして、今御提案でありますけれども、まさに業ごとにそれぞれの省が持つておりますけれども、中小企業、小規模事業者という横串は、経産省、中小企業庁で担当しているわけでありまして、今おっしゃったようなもの、もう少し使い勝手がよくなるような、省庁間の調整がどのようにできるか、検討していきたいと思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。最後にありますけれども、おっしゃった、災害の最後のとりでということも本当にそうだと思いますし、やはり日常的に官公需を使つて小規模業者を育てておくことが、いざというとき、あるいは日常の安心にもつながると思っておりますので、本法案でしっかりと手当てしていただくことを求めて、質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。最後の質問となりますけれども、お時間いただきましたことを感謝申し上げます。

今回の地域資源法の改正についてでありますけれども、近年、平成十九年に地域資源活用促進法、平成二十年に農商工連携の促進法、二十二年に六次産業化法、また、昨年はまち・ひと・しごと創生法など、地域の中小企業や農林水産業者の皆さんへの数多くの支援策が短期間のうちに次々と制定がされています。これは利用者の側から見ますと、それぞれ法の趣旨とか手法は微妙に違いがあるんですけれども、似たような制度や施策が並立している感が非常に強く、どれを使ったらいいのかよく判断できないというお話を聞かされるわけです。

この改正について異論があるわけではないんですけれども、やはり利用者の側に立った施策の整理とか、体系の再構築、再編成が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それそれぞれの法律は異なる立法趣旨でできておるんですけれども、地域の事業者にとりまして使いやすいものにするには大変大きなことだと思っております。

今般、法改正に伴います実施要領を見直してまいりますけれども、そういったところで、相談案件につきまして、各地方支分部局でも横串を通して情報交換をするなり、あるいは中小企業基盤整備機構とも連携しまして、それぞれの事業者の方のニーズ、こういったものにに応じて、最適な支援策の紹介、あるいは申請手続の支援を行えるようなことにしていきたいと考えております。

○野間委員 ぜひ、使い勝手のいい、また、それぞれの制度にこういう違いがあるというのをわかりやすく説明をしていただければと思います。

次に、この法改正も含めてですけれども、中小企業の支援策全般について、確かに、地域の中小企業者の皆さんと話す、商工会議所、商工会などを通して、さまざまな支援策やいろいろな施策を教えてもらえる、手とり足とりといえますか、かゆいところに手の届くような、いろいろな施策があるということはよくわかるんですが、そこまでもっと必要があるのか。

やはり中小企業者の方にとって、最後の、行き着くところはやはりお金、資金の支援の問題というのが一番大事で、常にそれに頭を悩ませているというところで、この対応で、充実した施策もいろいろありますけれども、行く行くは、金融、そういったところに特化した非常にシンプルで支援策というのが、実際、本当は最終的に経営者の皆さんが求めているものではないかと聞いてみますし、今すぐどうということはないにしても、そういうものに取れんさせていくのが中小企業政策にとって必要ではないかと思っておりますけれども、大臣の御所見はいかがでしょう。

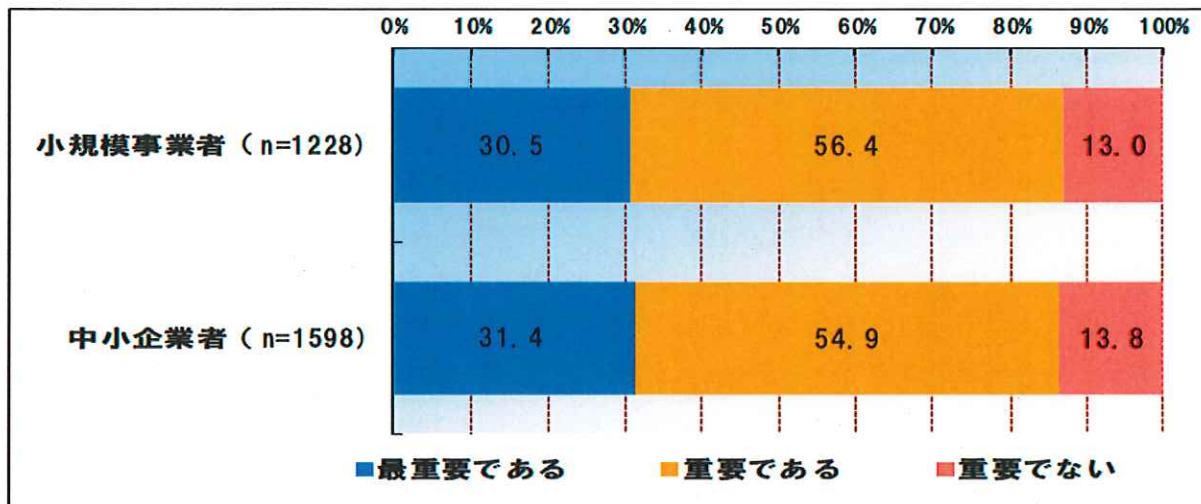
○宮沢国務大臣 私も、二十五年近く前に、中小企業金融関係の予算を大蔵省で担当しておりましたけれども、やはりその当時からそうだったわけですが、中小企業政策のまさに一番大きな部分は

分野	施設	建設後50年以上経過する施設の割合※1			管理者※2	施設数
		平成25年3月 現在	10年後	20年後		
道路	橋梁 (橋長2m以上)	16%	40%	65%	国	27,222橋
					高速道路会社	16,438橋
					都道府県	129,916橋
					政令市	47,593橋
					市区町村	478,068橋
	トンネル	18%	32%	48%	国	1,299本
					高速道路会社	1,583本
					都道府県	4,790本
					政令市	335本
					市区町村	2,369本
河川・ダム	河川管理施設※3	6%	20%	47%	国※4	10,508施設
砂防	砂防堰堤、床固工※5	3%	5%	21%	都道府県	95,675基
海岸	海岸堤防等※6	10%	31%	53%	都道府県・市町村	7,989km
下水道	管渠	2%	8%	22%	都道府県	6,997km
					政令市	98,875km
	処理場	__※7	__※7	__※7	都道府県	185箇所
					政令市	150箇所
港湾	港湾施設※8	11%	27%	51%	国	4,025施設
					都道府県※9	31,883施設
					政令市	2,126施設
					市町村等※10	5,586施設
空港	空港	19%	48%	63%	国	28空港
					地方公共団体	65空港
					民間企業	4空港
鉄道	橋梁	51%	70%	83%	鉄道事業者等	102,293橋
	トンネル	60%	81%	91%	鉄道事業者等	4,737本
自動車道	橋	34%	87%	87%	民間企業	67橋
	トンネル	67%	100%	100%	地方道路公社	25橋
					民間企業	8本
航路標識	航路標識※11	12%	25%	38%	地方道路公社	1本
公園	都市公園等	4%	11%	38%	国	5,380基
					国	17施設
					都道府県	516施設
					政令市	23,634施設
公営住宅	公営住宅	3%	30%	60%	市区町村	76,944施設
					都道府県	931,689戸
					政令市	390,602戸
官庁施設	官庁施設※12	8%	22%	36%	市区町村	848,358戸
					国	48,466千m ²

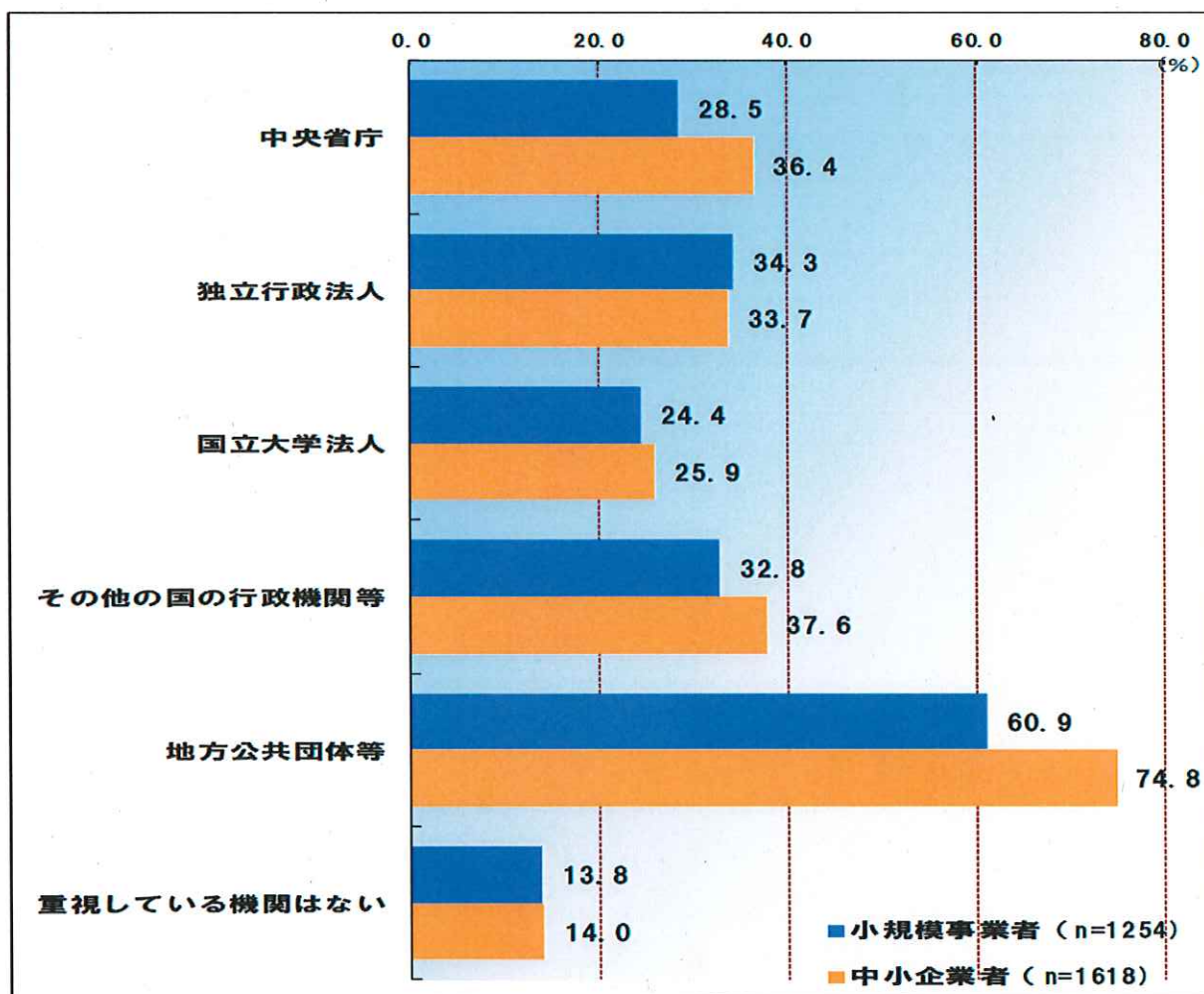
出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」答申（平成25年12月）参考資料「社会資本に関する実態の把握結果（試行版）」等より作成（数値は平成25年4月時点と見込み。今後精査等により変更の可能性あり）

- ※1 建設後50年以上経過する施設の割合については建設年度不明の施設数を除いて算出した
- ※2 港湾は、管理者ではなく所有者
- ※3 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸間、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム
都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸間等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム
- ※4 独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む
- ※5 国が施工管理者として管理する施設を含む
- ※6 堤防、護岸、胸壁（いずれも他省庁所管分を含む。国が権限代行で整備した施設は都道府県・市町村を含む。東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）は含まず。）
- ※7 処理場は、供用開始後、段階的な増設を行っており、供用開始年度のみをもって、一概に当該施設の経過年数とは言えない
- ※8 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- ※9 一部事務組合含む
- ※10 港務局含む
- ※11 灯台、灯標、灯浮標、船舶通航信号所等
- ※12 庁舎（合同庁舎、法務局、税務署、公共職業安定所、検察庁、労働基準監督署等）、庁舎以外（自衛隊、刑務所、宿舎等）

(1) 今後の経営戦略における行政機関等からの受注の位置づけ (単数回答)



(2) 事業運営上、重視している行政機関等 (複数回答)



出典：「平成 25 年度官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に関する調査事業報告書」(2014 年 3 月三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)より作成